

給料・手当等の支給金額の内訳	月区分	支給月日	基本給	家族手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	総支給金額	給与等から控除された小規模企業共済等掛金の金額	前月中に通常の給与を支給していなかった場合に支給する賞与の税額計算				
														区分	第1回	第2回	第3回
														支給月日	.	.	.
														社会保険料等控除後の賞与の金額 ①			
														①×1/6又は1/12 ②			
														②に対する月額表に定める税額 ③			
														算出税額 (③×6又は12)			
														支給する賞与の金額が、前月中に支給した通常の給与の10倍を超える場合の賞与の税額計算			
														区分	第1回	第2回	第3回
														支給月日	.	.	.
													社会保険料等控除後の賞与の金額 ①				
													①×1/6又は1/12 ②				
													②+前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」 ③				
													③に対する月額表に定める税額 ④				
													④-前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」に対する月額表の税額 ⑤				
													算出税額 (⑤×6又は12)				
災害減免法による徴収猶予関係		申告書の受付月日		徴収猶予許可月日		徴収猶予期間		雑損失又は繰越雑損失がある場合の徴収猶予限度額									
		月 日		月 日		自 月 日 至 月 日											
退職所得の税額計算	就職年月日	..	退職年月日	..	退職所得控除額の計算	勤続年数及びその勤続年数に応ずる控除の金額	自 年 月 日 (年) ①					特定役員退職所得控除額の計算	特定役員等勤続年数	自 年 月 日 A 至 年 月 日 (年)	平成27～30年中の退職手当の有無等		
	役員就任年月日	..	役員退任年月日	..		上の勤続年数に通算された前の退職手当についての勤続年数及びその勤続年数に応ずる控除の金額	自 年 月 日 (年) ②	一般勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日								
	支払確定年月日	..	支給年月日	..		差引退職所得控除額 (①-②) ③	④	重複勤続年数	自 年 月 日 B 至 年 月 日 (年)								
	退職区分	普通・障害	特定役員退職手当等の有無	有・無						特定役員退職所得控除額 (40万円×(A-B)+20万円×B)							
1	通常の場合		区分 一般 特定役員	支給金額	①	退職所得控除額	②	課税退職所得金額 ((①-②)×1/2) 又は(①-②) ③	③に対する税額 (申告がないときは、①×20.42%)								
	追加支給をする場合		区分 一般 特定役員	追加支給の金額	①	前に支給した退職手当 ② 同上の徴収税額 ③	合計支給額 (①+②) ④ 同上の退職所得控除額 ⑤	④ ⑤	課税退職所得金額 ((④-⑤)×1/2) 又は(④-⑤) ⑥ ⑦	⑥ ⑦	①から徴収する税額 (⑦-③) ⑧ 前回、今回とも申告がないときは、①×20.42%						
3	本年中に他から受けた退職手当がある場合		区分 一般 特定役員	支給金額	①	本年中に他から受けた退職手当 ② 同上の徴収税額 ③	合計支給額 (①+②) ④ 同上の退職所得控除額 ⑤	④ ⑤	課税退職所得金額 ((④-⑤)×1/2) 又は(④-⑤) ⑥ ⑦	⑥ ⑦	①から徴収する税額 (⑦-③) ⑧ 申告がないときは、①×20.42%						
	特定役員退職手当等と一般退職手当等の両方を支給する場合			支給金額	①	一般退職手当等の金額 ② 特定役員退職手当等の金額(①-②) ③	退職所得控除額 ④ 特定役員退職所得控除額 ⑤	④ ⑤	一般退職所得控除額 (④-⑤) ⑥ 課税退職所得金額 ((②-⑥)×1/2+(③-⑥)) ⑦	⑥ ⑦	⑦に対する税額 ⑧ 申告がないときは、①×20.42%						
受給に関する申告書の提出																	
有・無																	

給与支払報告書（個人別明細書）

Form for '給与支払報告書（個人別明細書）'. Includes fields for recipient details, payment amounts, tax deductions, and social security contributions. Total payment amount is 0.

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

給与支払報告書（個人別明細書）

Form for '給与支払報告書（個人別明細書）'. Includes fields for recipient details, payment amounts, tax deductions, and social security contributions. Total payment amount is 0.

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

支払金額が法人税額一五〇万円、一歳の未成年者、五〇万円を超える者等に使用してください。

支払金額が法人税額一五〇万円、一歳の未成年者、五〇万円を超える者等に使用してください。

支払 を受け る者	住所 又は 居所	(受給者番号)																																																
		(個人番号)																																																
		(役職名)																																																
		(フリガナ)														(フリガナ)																																		
氏名																																																		
種別		支払金額							給与所得控除後の金額							所得控除の額の合計額							源泉徴収税額																											
給与・賞与		0							0							0							0																											
控除対象配偶者		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)							16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く)					非居住者である親族の数																																
有		無		専任		従人		内		老人		従人		その他		内		特別		その他		内		人		人		人																						
*		0																																																
社会保険料等の金額							生命保険料の控除額							地震保険料の控除額							住宅借入金等特別控除の額																													
0							0							0							0																													
(摘要)																																																		
額料生		新生命保険料の金額							旧生命保険料の金額							介護医療保険料の金額							新個人年金保険料の金額							旧個人年金保険料の金額																				
のの命内控除																																																		
の等住		住宅借入金等特別控除適用数							居住開始年月日(1回目)							住宅借入金等特別控除区分(1回目)							住宅借入金等年末残高(1回目)																											
の等住																																																		
の別借		住宅借入金等特別控除可能額							居住開始年月日(2回目)							住宅借入金等特別控除区分(2回目)							住宅借入金等年末残高(2回目)																											
の内控																																																		
除除金																																																		
控除対象配偶者		(フリガナ)							氏名							個人番号							配偶者の合計所得							国民年金保険料等の金額							旧長期損害保険料の金額													
																							0							0							0													
1		(フリガナ)							氏名							個人番号							(フリガナ)							氏名							個人番号							16歳未満の扶養親族						
2		(フリガナ)							氏名							個人番号							(フリガナ)							氏名							個人番号													
3		(フリガナ)							氏名							個人番号							(フリガナ)							氏名							個人番号													
4		(フリガナ)							氏名							個人番号							(フリガナ)							氏名							個人番号													
未成年者		外国人		死亡退職		災害者		乙欄		本人が障害者等の如		寡婦 勤労学生 特別		寡夫		勤労学生		中途就・退職							受給者生年月日																									
																		就職 退職 年 月 日 明 大 昭 平 年 月 日							31 * 0 0 0																									
支払者		個人番号又は法人番号																																																
		(右詰で記載してください。)																																																
		住所(居所)又は所在地																																																
		氏名又は名称																																																
		(電話)																																																
番号																																																		
整理番号																																																		

(税務署提出用)

支払 を受け る者	住所 又は 居所	(受給者番号)																																																
		(個人番号)																																																
		(役職名)																																																
		(フリガナ)														(フリガナ)																																		
氏名																																																		
種別		支払金額							給与所得控除後の金額							所得控除の額の合計額							源泉徴収税額																											
給与・賞与		0							0							0							0																											
控除対象配偶者		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)							16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く)					非居住者である親族の数																																
有		無		専任		従人		内		老人		従人		その他		内		特別		その他		内		人		人		人																						
*		0																																																
社会保険料等の金額							生命保険料の控除額							地震保険料の控除額							住宅借入金等特別控除の額																													
0							0							0							0																													
(摘要)																																																		
額料生		新生命保険料の金額							旧生命保険料の金額							介護医療保険料の金額							新個人年金保険料の金額							旧個人年金保険料の金額																				
のの命内控除																																																		
の等住		住宅借入金等特別控除適用数							居住開始年月日(1回目)							住宅借入金等特別控除区分(1回目)							住宅借入金等年末残高(1回目)																											
の等住																																																		
の別借		住宅借入金等特別控除可能額							居住開始年月日(2回目)							住宅借入金等特別控除区分(2回目)							住宅借入金等年末残高(2回目)																											
の内控																																																		
除除金																																																		
控除対象配偶者		(フリガナ)							氏名							個人番号							配偶者の合計所得							国民年金保険料等の金額							旧長期損害保険料の金額													
																							0							0							0													
1		(フリガナ)							氏名							個人番号							(フリガナ)							氏名							個人番号							16歳未満の扶養親族						
2		(フリガナ)							氏名							個人番号							(フリガナ)							氏名							個人番号													
3		(フリガナ)							氏名							個人番号							(フリガナ)							氏名							個人番号													
4		(フリガナ)							氏名							個人番号							(フリガナ)							氏名							個人番号													
未成年者		外国人		死亡退職		災害者		乙欄		本人が障害者等の如		寡婦 勤労学生 特別		寡夫		勤労学生		中途就・退職							受給者生年月日																									
																		就職 退職 年 月 日 明 大 昭 平 年 月 日							31 * 0 0 0																									
支払者		個人番号又は法人番号																																																
		(右詰で記載してください。)																																																
		住所(居所)又は所在地																																																
		氏名又は名称																																																
		(電話)																																																
番号																																																		
整理番号																																																		

(受給者交付用)

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(平成31年(2019年)分)
 (平成24年 3 月31日財務省告示第115号別表第三(平成29年3月31日財務省告示第95号改正))

賞与の金額に 乗ずべき率	甲																乙				
	扶 養 親 族 等 の 数																前月の社会保険料等 控除後の給与等の金額				
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人		6 人		7 人以上						
前月の社会保険料等控除後の給与等の金額																		以上		未 満	
%	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	千円	千円	
0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000			
2.042	68	2.042	94	2.042	133	2.042	171	2.042	210	2.042	243	2.042	275	2.042	308	2.042	343	2.042			
4.084	79	4.084	243	4.084	269	4.084	295	4.084	300	4.084	300	4.084	333	4.084	372	4.084	408	4.084			
6.126	252	6.126	282	6.126	312	6.126	345	6.126	378	6.126	406	6.126	431	6.126	456	6.126	484	6.126			
8.168	300	8.168	338	8.168	369	8.168	398	8.168	424	8.168	450	8.168	476	8.168	502	8.168	529	8.168			
10.210	334	10.210	365	10.210	393	10.210	417	10.210	444	10.210	472	10.210	499	10.210	527	10.210	555	10.210	241千円未満		
12.252	363	12.252	394	12.252	420	12.252	445	12.252	470	12.252	496	12.252	525	12.252	553	12.252	581	12.252			
14.294	395	14.294	422	14.294	450	14.294	477	14.294	504	14.294	531	14.294	559	14.294	588	14.294	616	14.294			
16.336	426	16.336	455	16.336	484	16.336	513	16.336	543	16.336	574	16.336	604	16.336	632	16.336	661	16.336			
18.378	550	18.378	550	18.378	550	18.378	557	18.378	592	18.378	622	18.378	652	18.378	683	18.378	713	18.378			
20.420	668	20.420	689	20.420	708	20.420	724	20.420	739	20.420	754	20.420	769	20.420	784	20.420	799	20.420	241	301	
22.462	713	22.462	734	22.462	755	22.462	776	22.462	797	22.462	818	22.462	840	22.462	862	22.462	884	22.462			
24.504	745	24.504	767	24.504	789	24.504	811	24.504	833	24.504	856	24.504	879	24.504	902	24.504	924	24.504			
26.546	779	26.546	802	26.546	825	26.546	849	26.546	874	26.546	898	26.546	922	26.546	947	26.546	971	26.546			
28.588	823	28.588	846	28.588	870	28.588	894	28.588	919	28.588	945	28.588	970	28.588	996	28.588	1,021	28.588	301	531	
30.630	877	30.630	903	30.630	928	30.630	954	30.630	979	30.630	1,005	30.630	1,034	30.630	1,062	30.630	1,090	30.630			
32.672	940	32.672	968	32.672	995	32.672	1,025	32.672	1,056	32.672	1,086	32.672	1,116	32.672	1,147	32.672	1,177	32.672			
35.735	1,328	35.735	1,352	35.735	1,376	35.735	1,401	35.735	1,425	35.735	1,450	35.735	1,474	35.735	1,498	35.735	1,522	35.735			
38.798	1,540	38.798	1,568	38.798	1,596	38.798	1,624	38.798	1,653	38.798	1,681	38.798	1,709	38.798	1,738	38.798	1,766	38.798	531	1,138	
41.861	2,667	41.861	2,691	41.861	2,715	41.861	2,738	41.861	2,762	41.861	2,786	41.861	2,810	41.861	2,833	41.861	2,857	41.861			
45.945	3,556	45.945	3,588	45.945	3,620	45.945	3,651	45.945	3,683	45.945	3,715	45.945	3,746	45.945	3,778	45.945	3,809	45.945	1,138千円以上		

(注) この表において「扶(注)この表において「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。養親族等とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。

また、「賞与の金額に乘すべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりです。

- 「給与所得者の扶養控除等申告書」(以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。)の提出があった人(4に該当する場合を除きます。)
 - まず、その人の前月中の給与等(賞与を除きます。以下この表において同じです。)の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額(以下この表において「前月の社会保険料等の金額」といいます。)を控除した金額を求めます。
 - 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等(扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書等に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された 扶養親族等に限り)の数と1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
 - ②により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わる場所に記載されている率を求めます。これが求める率です。 2 1の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者(特別障害者を含みます。)、寡婦(特別の寡婦を含みます。)、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等 2 1の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者(特別障害者を含みます。)、寡婦(特別の寡婦を含みます。)、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうち障害者(特別障害者を含みます。))又は同居特別障害者(障害者(特別障害者を含みます。))又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された障害者(特別障害者を含みます。))又は同居特別障害者(特別障害者を含みます。))に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とします。
- 扶養控除等申告書の提出がない人(「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含み、4に該当する場合を除きます。)
 - その人の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
 - 1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
 - ②により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わる場所に記載されている率を求めます。これが求める率です。
- 前月中の給与等の金額がない場合や前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその 賞与の金額(その金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表に示す、平成24年3月31日財務省告示第115号(平成29年3月31日財務省告示第95号改正)第3項第1号イ②若しくはロ②又は第2号の規定により、月額表を使って税額を計算します。
- 1から4までの場合において、その人の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額をその倍数で除して計算した金額を、それぞれ前月中の給与等の金額又はその金額から控除される社会保険料等の金額とみなします。